

議案第 6 1 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 6 月 1 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市国民健康保険条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の飛驒市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
<p>第1条～第31条 略 (保険料の減額)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>26万5,000円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>48万円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p>	<p>第1条～第31条 略 (保険料の減額)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>49万円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p>

以下 略

以下 略

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

2 改正の内容

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に引き上げるもの。

3 施行日 公布の日